

生食輸発0108第2号
平成28年1月8日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産ミニトマトの検査命令免除業者の追加)

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成28年1月8日付け生食輸発0108第1号）により通知したところです。

今般、韓国政府から、下記の輸出業者について、対日輸出生鮮ミニトマトに係る残留農薬管理が適切になされていることが確認され、ID登録した旨の連絡があったことから、同通知の別表19を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いします。

記

Seung-Un Trading Co.